

新型コロナウイルスワクチンのお知らせ(11月17日時点)

年内の接種をご検討ください

これまでの2年間、新型コロナウイルス感 染症は年末年始に流行しています。年末まで に、重症化リスクが高い高齢者はもとより、若い人もオミ クロン株対応2価ワクチンの接種をご検討ください。

ワクチン接種には期限があります

国が定める新型コロナウイルスワクチンの接種期間は令 和5年3月31日までです。オミクロン株対応2価ワクチ ンの接種対象は、従来型ワクチンによる初回接種(1・2回 月接種)を完了後、3カ月以上経過した12歳以上の人です。

1回目が未接種の場合、12月上旬までに1回目のファ イザー社ワクチンを接種する必要がありますので、ご注意 ください (年末の医療機関の休診日にご注意を)。

県営広域接種会場の設置

ネット…QR コードから

土・日曜日に接種が可能です。

- ▼接種対象 最終の接種(2~4回目接種)から 3カ月以上経過している 18歳以上の人
- ▼実施日時 12月3日(土)~18日(日)の土・ 日曜日、午前9時30分~午後0時30分と午後 2 時~6時30分
- ▼接種場所 柴田学園大学(清原1丁目)体育館 ▼予約方法 ①広域接種コールセンター…(☎ 0570-001-187、午前9時~午後8 時、土・日曜日と祝日も可)、②インター

▼使用するワクチン モデルナ社のオミクロン株 対応2価ワクチン

■問い合わせ先 接種手続きに関すること…弘前市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター(☎) 0120-567-745、月~金曜日の午前9時~午後8時、日曜日・祝日の午前9時~午後5時、土曜日は休み)、 その他の相談…新型コロナウイルスワクチン接種対策室(☎38-3190)

子どもの医療費を 完全無償化

子ども医療費給付対象者を拡大

市では、令和5年4月1日診療分から、市内 に住所を有する18歳(18歳に達した日が属す る年度末)までの子どもの保険診療にかかる医療 費を、所得にかかわらず完全無償化します。

▼申請が必要な人

①現在、資格証を持っている子ども…申請は不要 ②現在、資格証を持っていない子ども…申請が必要 ※対象となる子どもの保護者には申請書を送付し ていますので、子どもの保険証の写しを同封の上、 返信用封筒で郵送してください。

- **▼資格証** ①すでに資格証を持っている子どもの うち、平成29年4月2日以降に生まれた子ども は、現在持っている資格証を有効期限終了まで使 用してください。それ以外の子どもの資格証は、 令和5年3月末に送付します。
- ②申請が必要な子どもで、令和5年3月1日以降 に申請した場合は、資格証の送付が令和5年4月 以降となる場合があります。
- ■問い合わせ・申請先 こども家庭課家庭給付係 (市役所1階、☎40-7039)

大雨被害に対する 助成余

8月の大雨による浸水世帯し尿汲取り手数料を助成

- ▼対象 8月の大雨により現に居住する家屋が浸 水被害を受け、8月3日~31日の間にし尿汲取り を行い、市の罹災 (りさい) 証明を受けられる人
- ▼対象経費 し尿汲取り実支出額(1回分)
- ▼申請方法 申請書に汲取り料金の領収書または レシートと市発行の罹災証明書(写し可)、口座 振替依頼書を添えて、環境課(市役所2階)ま
- たは環境課町田事業所(町田字筒井、環境整備セ ンター内)、各総合支所、各出張所へ提出を。 ※申請書は申請先に備え付けているほか、市ホー ムページからダウンロードできます。
- ▼申請期限 1月31日(火)
- ■問い合わせ先 環境課資源循環係(☎35-1130)

住民税非課税世帯等を対象とする 給付金のお知らせ

物価・賃金・生活総合対策として、電力・ガス・食料品等の価格 高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課 税世帯等を支援するための新たな給付金を支給します。

申請書の提出が必要となる家計急変世帯以外については、対象と 思われる世帯に対して既に確認書を送付しました。対象と思われる のに書類が届かない場合や、令和4年1月2日から9月29日までの 間に離婚・死別などにより世帯の状況に変化があった場合、確定申 告の修正により住民税が非課税となった場合は、ご相談ください。



■問い合わせ先 福祉総務課 臨時特別給付金担当(☎40-0460)

国の給付金と市の助成金のいずれかを受給できます(重複して受給することはできません)

- ▼支給額 1世帯あたり **5 万円**
- ▼支給時期 市が確認書または申請書を 受理した日から3週間 が目安 ※書類に不備がある場合は、振り込みまで時間を要することがあります。

国の給付金

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金

住民税非課税世帯

▼対象 世帯全員の令和 4年度「住民税均等割が 非課税」の世帯

▼手続き方法 令和4年 9月30日時点で市に住 民登録があり、対象と思 われる世帯に、確認書を 11月中旬に送付しまし た。

※赤が基調の封筒です。



内容を確認の上、対象 要件に当てはまる場合は、 同封の返信用封筒で令和 5年1月31日(火・当 日消印有効)までに返送 してください。

家計急変世帯

▼対象 令和4年1月から12月までの間に 予期せず家計が急変したことで収入が減少 し、「住民税均等割非課税相当(※)」となっ た世帯

▼手続き方法 申請書の提出が必要です。申 請書と添付書類を令和5年1月31日(火・当 日消印有効)までに、福祉総務課臨時特別給 付金担当(〒036-8551、上白銀町1の1) へ郵送または持参してください。申

請書や必要書類などは市ホームペー ジ(QRコード)に掲載しています。

市役所窓口での相談や申請を希望する場 合、窓口の混雑が予想されますので、事前 の予約をお願いします。

※住民税均等割非課税相当とは…世帯全員 のそれぞれの年収見込み額(令和4年1月 から 12 月までの任意の 1 カ月の収入× 12) が住民税均等割非課税水準以下のこと。

【住民税非課税となる年収(一例)】

- ○単身世帯…93万円以下
- ○扶養家族1人の世帯…137万8,000円以下

市の助成金

弘前市価格高騰 緊急支援助成金

▼対象 国の給付金の対 象とならない世帯のうち、 世帯全員の令和4年度「住 民税が均等割のみ課税」 の世帯

▼手続き方法 令和4年 9月30日時点で市に住 民登録があり、対象と思 われる世帯に、確認書を 11月中旬に送付しまし た。

※青が基調の封筒です。



内容を確認の上、対象 要件に当てはまる場合は、 同封の返信用封筒で令和 5年1月31日(火・当 日消印有効)までに返送 してください。